

埼玉労働局 0219 第 1 号の 2
令和 3 年 2 月 19 日

(一社) 埼玉県経営者協会 会長 殿

埼玉労働局長



春季における年次有給休暇の取得促進について

貴職におかれましては、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素より労働行政に深いご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得率につきましては、令和元年に 56.3%と、前年より 3.9 ポイント上昇し、過去最高となったものの、依然として、政府目標である 70%とは大きな乖離があります。

年休の取得促進については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられており、また、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の改正により、平成 31 年 4 月から、全ての企業において年 10 日以上年休が付与される労働者に対する年 5 日の年休の確実な取得が求められているところです。

一方、現在の新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年休の計画的付与制度^(※1)の導入や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年休制度^(※2)が効果的です。

このため、厚生労働省では、この春における年休取得の気運の醸成を図るため、全国的にポスター、リーフレットなどを活用した広報や、全国主要駅等（705 か所）へのポスター掲示等を行うこととしております。

貴職におかれましても、当該取組の趣旨をご理解いただき、今回お送りするポスター及びリーフレットを掲示・配架するとともに、広報誌やホームページに掲載するなどにより年次有給休暇の取得促進の周知にご協力賜りますようお願いいたします。


(※1) 年休の付与日数のうち 5 日を除いた残りの日数について、労使協定を締結すれば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は導入していない企業よりも、年休の平均取得率が高くなる傾向にあります。年休の計画的付与制度がある企業割合は、令和 2 年調査では 43.2%と、前年調査より 21.0 ポイント増加しています。

(※2) 年休の付与は原則 1 日単位ですが、労使協定を締結すれば、年 5 日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。

(お問合せ・連絡先)
埼玉労働局 雇用環境・均等室 (担当：松永、木村)
〒330-6016
さいたま市中央区新都心 11-2 ライト・アクセス・タワー 16 階
TEL 048-600-6210 FAX 048-600-6230

(文例1)

働き方の新しいスタイル



テレワークや
ローテーション勤務

時差通勤で
ゆったりと

オフィスは
ひるびると

会議は
オンライン

対面での打合せは
換気とマスク

休暇をとって、春を感じませんか？

～計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する

「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を！～

事業主の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度の導入が効果的です。

詳しくは、〇〇労働局雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。

(文例2)



休暇をとって、
春を
感じませんか？

新しい働き方・休み方が
始まっています。

実践する第一歩として
「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を！
年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を
活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

事業主の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度（※2）の導入が効果的です。

詳しくは、〇〇労働局雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が高くなる傾向にあります。年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合は 43.2%と、前年調査より 21.0 ポイント増加しています。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。